

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

第65回 日弁連 人権擁護大会
シンポジウム 日時 2023年10月5日(木)12時30分～18時
人権擁護大会 日時 2023年10月6日(金)12時30分～17時
場所 ホクト文化ホール大ホール(長野市)

神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

ピクチャーディスプレイとい
うアプリをご存知だろう
か。スマホのカメラで植
物を撮影するとAIがそ
の名前を判定してくれる
というもので、1年前に
存在を知った▼これまで
視界の端にあった緑のひ
とつひとつに名前が付い
ていく感覚が心地よく、
気になるものがあるとカ
メラを向けるのが習慣と
なった。植物の名前を知
るにつれ、エゴノキの白
い花が咲いたこと、アオ
ギリの大きな葉が色づい
たこと、ヤマモモの実が
道いつぱいに落ちてい
ること等、今まで気に留
めなかったことに意識が
向き、都会に息づく自然
をより感じられるように
なった▼がこのアプリ、
ときどき判定がぶれるこ
とがあるのだ。同じ木を
撮影しているのに1枚目
は「ヒノキ」、2枚目は「メ
タセコイア」といった真
合▼考えてみれば当然の
ことだが、AIは膨大な
画像データを学習し、1
枚の写真につき一応の判
定を下しているに過ぎな
い。スマホの画面に堂々
と表示されるとこれで確
定のような気がしてしま
うが、AIが示すのはあ
くまでも推測結果である
ことを忘れてはなるまい
▼ふと興味が湧いて自分
の顔を撮影してみたら
「ココヤシ(ココナツ椰子)」
と判定された。…やはり
妄信は禁物である。

山ゆり (本多 麻紀)

憲法問題シンポジウム

『憲法9条の現在と立憲主義』

7月10日、当会会館にて、国民的知名度を誇る憲法学の権威、長谷部恭男教授(東京大学名誉教授・早稲田大学大学院法務研究科教授)を招き、表題の講演会が開催された。

開会挨拶として島崎友樹会長から当会の問題意識と会長自身の思いが語られた後、憲法問題対策本部の中尾繁行会員より、上記決議の紹介とその理念及び同日の企画趣旨の説明がなされた。

長谷部教授の講演は、憲法9条1項「国際紛争を解決する手段としては」の文言に着目し、同項が「放棄」しているのは何であるのかとの問いから、歴史的経緯に及んだ。

従前の列強各国の共通認識は、(戦争は国家間)の決闘であり、裁判に代替する国際紛争解決手段であったところ、1928年パリ不戦条約によって、国際紛争解決を目的とした戦争・国家政策の手段としての戦争が放棄される。9条1項の上記文言はここからくるもので、自衛権を否定する趣旨ではない。

他方、自衛権の行使として「武力の行使」を許容する憲法上の文言はなく、武力行使について憲法が設定するベースラインはゼロであるから、十分な理由に基づく正当化

命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険があるから、必要最小限度の武力を用いて対処すること(個別的自衛権行使)が認め、法を補充するところ、9条については、内閣法制局による有権解釈(「我が国が直接武力攻撃を受けた場合、国民の生

命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険があるから、必要最小限度の武力を用いて対処すること(個別的自衛権行使)が認め、法を補充するところ、9条については、内閣法制局による有権解釈(「我が国が直接武力攻撃を受けた場合、国民の生

命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険があるから、必要最小限度の武力を用いて対処すること(個別的自衛権行使)が認め、法を補充するところ、9条については、内閣法制局による有権解釈(「我が国が直接武力攻撃を受けた場合、国民の生

7月10日、当会会館において本年度第1回目の市民会議が開かれた。今回は、「弁護士会の在り方について」、「民事介入暴力問題に対する弁護士会の取組み」という二つのテーマが議題とされた。

冒頭、島崎友樹会長から「弁護士は社会のために。弁護士会は会員と社会のために」という中期執行部のスローガンが紹介され、弁護士及び市民(に発信するに当たり、市民会議委員の率直な)

意見伺いたいという挨拶がなされた。一番目の議題については、広報委員会委員から、法律事務(訴訟、非訟、審査請求など)は弁護士法第72条によって弁護士の独占業務とされているにもかかわらず市民に十分に認知されていない、弁護士数が増加しているのに比して活動領域は広がっていないなどの問題意識が示された。

市民会議委員からは、①市民にとっては、どのような問題を弁護士に相

談できるのかが分かりにくいので、相談者を適切な相談窓口に分けられないか、②弁護士費用が高額になるため相談を躊躇する市民もいるので、弁護士費用の公的援助の制度などについての広報が必要ではないか、などの意見が出された。

二番目の議題については、当会の民事介入暴力対策委員会委員から、暴力団による民事上の被害の回復(損害賠償請求など)を図ることにより暴

力団の弱体化を図っており、また、不当要求を手段とするクレーマー対応なども扱っているという活動報告がされた。

市民会議委員からは、①暴力団撲滅の活動だけではなく暴力団に加入しないようにするための活動、暴力団を脱退した後の社会内更生の手助けなどについても弁護士が活躍できる場面があるのではないか、②報復を恐れて声を上げられない潜在的な暴力団被害者を救済できるようにするため、安心して弁護士に相談できるような発信を強化すべきである、などの意見が出された。

最後に、武井共夫広報委員会委員長が、いただいた貴重なご意見を今後

終始明快に講演する長谷部教授

当会決議を紹介する中尾会員

市民会議委員の率直な

市民にとっては、どの

どのような問題を

市民会議委員からは、

市民会議委員からは、

市民会議委員からは、

市民会議委員からは、

会議の様子

の弁護士会の活動に活かせるようにしたいという挨拶で締めくくった。

(広報委員会副委員長 堀口 憲治郎)

(本多 麻紀)

司法から見た神奈川の150年 第24回

五・一五事件海軍軍法会議の判決をどう読むか

1933年(昭和8年)11月9日、五・一五事件海軍関係者に対する軍法会議の判決が言い渡された。論告で反乱罪の首魁に当たるとして死刑を求刑された古賀中尉は禁錮15年に減刑され、反乱の謀議に参加し、かつ情重しとして死刑を求刑された三上中尉は禁錮15年に、同じく黒岩少尉は禁錮13年に減刑された。

翌日の横浜貿易新報は「息づまる満廷の空気が、判決言い渡しの際に、罪責重大なるも、憂国の至情を諒とす」として「禁錮刑選択の理由」と書いた。「判士長の判決理由の朗読を聞いて、被告のこれまで主張

してきたこと全部が是認され」た「名判決である」と塚崎弁護士が感想を述べている。

しかし、日本政治裁判史録昭和・前(第一法規)495頁以下に掲載された判決文を読むと、決して「名判決」とは言えない。

海軍刑法20条は、党を結び兵器を執り、反乱をなしたる者は、左の区別に従い処断すると定め、1号は、「首魁は死刑に処す」、2号は「謀議に参与しまたは群衆の指揮を為したる者は死刑、無期若しくは5年以上の懲役または禁錮に処し、その他諸般の職務に従事したる者は3年以上の有期

の懲役または禁錮に処す」と規定する。

山本検察官は、論告において、古賀中尉を首魁として死刑を求刑した。そうであれば、判決は、古賀中尉が首魁であったかどうかを検討すべきであった。ところが、その要件該当性を論じることなく、「法律に照らすに、被告人古賀ら6名が、党を結び兵器を執り、反乱をなし謀議に参与したる判事所為は各海軍刑法第20条第2号前段に該当し、その罪責重大なるに大なりといえども憂国の至情諒とすべきものあるをもつて」と述べて、上記判決を言い渡した。

しかし、犬養首相を殺

害したほか前回冒頭に書いたような多数箇所を襲撃し、2つの軍法会議と東京地方裁判所併せて41名が起訴された組織的計画的な犯行が首魁なしで行われたとは解しがた。仮に首魁を認定しないとしても、2号にも死刑が規定されているのだから、「憂国の至情諒とす」という理由で死刑を回避したのはきわめて問題である。

「寛大な判決」を導いたのは、国民から寄せられた減刑嘆願書だったとの見方がある。横浜貿易新報は、論告後繰り返し、減刑嘆願書が寄せられたことを報じ、8月29日の公判では、福田弁護士が

約1万通の減刑嘆願書を出し、被告人らの「動機に私心なく、崇高なる大精神」を説き、減刑を主張して弁論を終えた。

しかし、それをどう扱うかは判士団の任務である。軍法会議には、高頼治法務官が判士に加わっていた。法務官が、軍法会議における評議をリードできていたら、あのような判決にはならなかっただろう。

山本検察官が、判決の翌年、49歳で急逝したこと、その後の歴史を併せて考えると、この判決を下した海軍軍法会議における司法の独立の脆弱さが残念でならない。

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

ハラスメントに関する研修会

ハラスメントを根絶するため

講師の内藤忍氏

6月30日、当会会館において、ハラスメントに関する研修会が開催された。

研修会の前半では、昨年度に当会会員を対象として行われた、ハラスメントアンケートの集計結果についての報告及び、ハラスメントに関わる当会の規則の改正についての報告が行われた。

報告の中では、アンケートの集計結果から、当会においてもハラスメン

トの被害が相当数発生しており、被害者の心身や就労環境に深刻な影響を与えた事例も少なくないことが指摘された。なお、アンケートの集計結果については、今後、当会のホームページなどを通じて、会員の皆様にもお知らせしていきたいと考えている。

研修会の後半では、独立行政法人労働政策研究・研修機構の副主任研究員である内藤忍氏を講

師に招き、「皆さん、法律を守っていますか？」当会のハラスメント・アンケート結果をふまえて、最新の法規制と裁判例の動向を学ぶ」と題して、講演が行われた。

講演では、近年、ハラスメントの相談件数が大きく増加していることが指摘された。また、その一方で、約3割の被害者が誰にも相談できず、泣き寝入りしている実態が報告された。

(会員 田淵 大輔)

さらに、内藤氏からは、事業主はセクハラ、パワハラ、マタハラとの関係で、いずれも措置義務を負っていることを踏まえ、職場でのハラスメントの防止に努めなければならぬことが語られた。

アンケートの集計結果にも表れているように、当会でもハラスメントは現実には発生している。また、事業主が負う措置義務は、法律事務所にとっても例外ではない。

弁護士会としても、法律事務所としても、ハラスメントへの対応の必要性を痛感する研修会であった。

かなパブ最前線*

かなパブで頑張ってます!

会員 大塚 悠子



実家の庭で咲いた古代蓮

昨年の12月にかながわパブリック法律事務所に入所してから7か月が過ぎた。時間が経つのが早いと感ずる今日この頃であるが、それだけ毎日が忙しくも充実しているというところなのだろう。

私は刑事弁護に興味があり、修習生の時に法テラスや公設事務所の説明会に参加し、刑事事件をやらならこれらの事務所が良いのではないかと考えた。他方で、これらの事務所は、入所後1年から2年で弁護士過疎地域に赴任する義務があり、関東で生まれ育ってきた私は、地方に行くことに不安があった。

しかし、都内の公設事務所の説明会で、公設事務所制度の創設に尽力された弁護士の、「弁護士が足りず相談が難しい人の多い一番困っている場所に、力のある若手弁護士を育てて赴任させた」という話を聞き、「一番困っている場所」という言葉が心に響いた。そして、自分も弁護士を必要とする地域で働いて貢献できたら、という気持ちが湧き、弁護士過疎地域で働くことを決めた。

現在は、かなパブで、指導担当を始めとする弁護士及び事務局の方々から、懇切丁寧な指導を受

けている。

私には答えを教えてもらいたがる癖があるのだが、最近は弁護士過疎地域赴任後に一人で仕事をすることを以前よりは考えるようになり、自分で調べて考える姿勢を身に付けなければと思うようになった。養成を受ける立場として大変だと感じることもあるが、かなパブは力をつける環境としてとても充実していると実感している。

先日、埼玉で暮らす家族から、実家の庭で咲いた古代蓮の花の写真がメールで送られてきた。蓮に染まることはなく、そこから真っ直ぐに茎を伸ばして大輪の美しい花を咲かせる。私自身も現在、失敗と反省を繰り返して、まさに泥の中で悪戦苦闘する日々だが、弁護士過疎地域の方々のために貢献できる実力と人間性を兼ね備えた弁護士になれるよう、頑張っています。

連載

BC級戦犯 横浜裁判

第15回

朝鮮人警察官はなぜ

戦犯として裁かれたのか 211号事件(後編)

会員 櫻井 みぎわ

BC級戦犯横浜裁判211号事件は、朝鮮龍山警察署の警察官であった朝鮮人の被告人が、米国民3名に対する拷問や虐待の罪に問われた事件である。

被告人は、氏名不詳者とともに、1941年12月8日から1942年5月25日までの間、ソウルないしその近辺で、米国民3名に対し、度々、打撃し、水責めの拷問を

加え、食糧等を与えず虐待したという罪に問われている。

1948年1月22日に裁判が開かれ、一部事実を除いて有罪となり、重労働10年の判決が下された。なお、ドイツのフィリップ大学が所蔵する再審査書によれば、その後、米第8軍法務部門の再審査官により、判決までの未決勾留期間が考慮され、重労働8年2か月半に減ぜられた。

裁判で、弁護側は、被告人・被害者ともに、軍人でも軍属でもなく、戦争犯罪には当たらないと争い、弁護を行ったが、その主張が容れられることはなかった。

戦争犯罪人裁判規程(1945年12月5日付)には、人に対する管轄権、犯罪に関する管轄権が定められており、いずれも広く管轄が認められてい

る。しかし、本件で拷問を受けたとされる米国人の一人はスパイ容疑で捕まっていたようであるが、スパイ容疑で逮捕された米国人に対し警察官が虐待をしたとしたら、それは戦争犯罪なのだろうか。その点は裁判で十分検討されたのか、今後訴訟記録などを精査する必要がある。

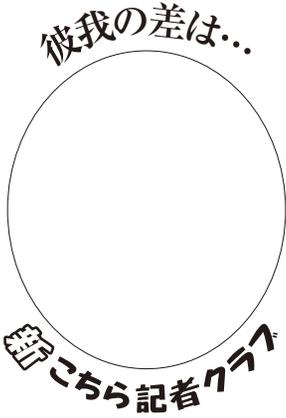
法務省が1958年3月に、本件の弁護人であ

った、松谷竹三郎弁護士(当時当会会員)に調査を行ったメモが残っている。同弁護士は、水責めの道具は当時どの警察にも置かれていたし、被告人は警察署長というわけでもなく、上司からの命令で行ったのであり、殺したというわけでもない。重労働10年というのは重すぎると思ったと振り返っている。

被告人は、立命館大学独法科の卒業生だったそうである。植民地支配の被害者であった彼が、祖国解放後も何年も異国で収監され、日本の戦争犯罪の責任を負わされたという事実を、私たちは記憶しておかなければならないと思う。

「法廷の傍聴席にいるあなたや弁護人の僕と、証言台の前の被告人を分かつのは何だと思ふ?」——10年以上前、初任地の香川県で、ある弁護士の男性から言われたことが今も耳の奥で響いている。

大学を卒業し新社会人として働き始めたばかりの私にとって「罪を犯した」という容疑をかけられた「人」の存在は決して身近ではなかった。見聞きしてきた事件報道でも、被害者になることは想像できても加害者は想像したこともなかった。彼はそんな私に「意外と彼我の差は小さいかもしれないよ」と続けたのだ。



かされた。本人の説明によれば、被告人には何らかの障害があるらしい。事情を知らなければ「そんな馬鹿な」と切り捨ててしまいかねない説明には真実

民主主義を体感

須藤 公太 (65期)

常議員会のま

弁護士11年目となり、初めて常議員に立候補した。これまで、同期の中で誰が出るかという打合せはしてきたものの、何かと理由をつけて断ってきたのだが、10年の節目を越えたこともあり、そろそろ会の中心でどのような議論がされているのかを、直に見てみたいという単純な興味があったからである。

実際に常議員会に参加してみると、議論は実に白熱したものである。会長声明の文言などは、一字一句まで細かな修正があり、これまで何となく読んでいた声明がここまで練られてきたのかと、本

理事者室

だより

理事者会の意思決定方式

副会長 田中 恒司

会長と副会長は、毎週行われる理事者会で、会務について様々な意思決定をする。筆頭副会長が理事者会を仕切るのが慣例のようだが、決定方式について特段の決まりはない。毎年の理事者の顔ぶれによっても

違ふと思う。この2年は、たまたま同じ修習期の会長が続いたが、前年度と今年度とではだいぶ違うのではないかと(前年度の理事者会の様子は少し拝見しただけなので想像の域を出ないが)。

では今年度の理事者会ではどのように議論をしているかと言うと、私の場合、副会長だからといって初めから会務のことを全て知っているわけではないので、最初は一つ一つ勉強で、会規会則に立ち返って、副会長としての意見を述べることになった。

けれども、会務の中には、慣例があったり特別な事情が加わったりして、簡単に決めることのできない事項も多くあ

はまさにこれか!!と、今になって体感として思い知らされている。

司法を担う組織の中で、唯一国から影響を受けることなく独立し、主体的に自治を行う弁護士会という組織として、民主主義を体現し、その存在価値を保持・発展させていくことの意味と責任の重大さを肌で感じ、常議員になってよかったと心から感じている。

まだ常議員になつたことがない方も、是非将来立候補していただき、この体感をしてほしいと思う次第である。

なお、常議員会後の飲み会も非常に楽しいのでぜひ!

屋久島は雨が降る

6月30日から7月3日、公害・環境問題委員会、屋久島を調査してき

は初めての屋久島である。参加者は委員11名とその家族ら。晴れる時間もあったが、雨の降らない日はなかった。

屋久島は、九州の南端から約60kmの位置にある。ほぼ全体が山地で、九州最高峰の宮之浦岳(標高1936m)を擁する自然豊かな島である。

1993年、白神山地とともに日本で初めて世界自然遺産に登録された。南方なので標高の低いエリアは当然南方の植生だが、標高の高いエリアには北方の植生も見られる。そんな垂直分布が高く評価されたようである。

弥生杉は見る事ができた。弥生杉の鎮座する白谷雲水峡は、「ものけ姫」の舞台モデルとなった「苔むす森」があるのだが、大雨でそこまで

安房川でカヤック(一番右が筆者)

はたどり着けなかった。やはり再訪しなければならぬ。ビシヤビシヤになりながらのトレッキングは非常に愉快で、私の新しい扉が開いた。

悪天候のため予定していた帰りの飛行機が欠航になった。うまく振替ができた。うまく振替ができた。うまく振替ができた。

悪天候のため予定していた帰りの飛行機が欠航になった。うまく振替ができた。うまく振替ができた。

悪天候のため予定していた帰りの飛行機が欠航になった。うまく振替ができた。うまく振替ができた。

(会員) 大森 望

苦節20年目の初戴冠!

吉澤会員

横浜法曹ゴルフ会は、7月23・24日の両日、トナメント開催直前の名門2コース(裾野と大箱根)にて7月例会及び取切戦(過去1年間の月例優勝者のみで争われる年間王者決定戦)を開催した。参加は定員一杯の20名、うち取切戦の有資格者は10名であった。

取切戦の優勝争いは、初日終了時点で実質4名に絞られ、更に2日目前半、吉澤幸次郎会員がバーディ・バーディ・パールのロケットスタート。ハーフ39の好スコアで一気に抜け出し、このまま独走かと思われた。

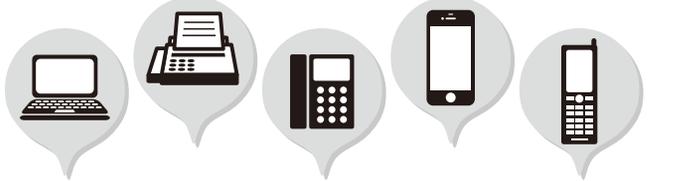
しかし、年間王者のタイトルは重い。重庄に襲われた同会員は、16番まさかのロスト、17番ダブルボギー。これをみて気合を入れ直した石井誠会員が17番で15メートルのロングパットをねじ込み、吉澤会員に肉薄。運命の最終ホールを迎えた。

吉澤会員は、深いラフに苦しみながらもボギーにまとめ、同じくボギーの石井誠会員を抑え、法曹ゴルフ入会以来、苦節20年、初の年間王者の座をもぎとった。

月例は、初日トップの添田樹一会員が、2日目も安定したゴルフを展開し、勝利をつかむはずであった。しかし、超穴馬のまさかの大駆けが!ここ数年、ピアノ演奏

(会員) 武藤 一久

北田幸三会員から令和4年度高岡俊之会長杯を贈られた吉澤会員



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その40 新たな発信者情報開示手続

プロバイダ責任制限法が改正され、令和4年10月1日から施行されました。これにより、「これまで、発信者を特定するために、コンテンツプロバイダ(SNS事業者等の事業者)に対する仮処分、その後、判明したアクセスプロバイダ(インターネット接続サービスを提供している事業者。以下「AP」と表記。)に対する訴訟が必要でしたが、今回、新たに、発信者情報開示命令制度が設けられ、1回の手続で発信者を特定することができるようになりました」と総務省は説明しています。

果たして、そうでしょうか。確かに、発信者情報開示命令の申立てと同時に提供命令の申立てを行うことで、制度上、手続としては一回で済ませようになりました。しかしながら現状で、X(旧Twitter)等の外国人を相手とする場合に、提供命令の申立てをする必要が停滞し、特定に必要ログが消滅してしまう危険性が指摘されています。

これは、提供命令は早期に発令されるものの、発令されたとしても、外国人が、APの情報を直ぐには開示しないため、はたどり着けなかった。やはり再訪しなければならぬ。ビシヤビシヤになりながらのトレッキングは非常に愉快で、私の新しい扉が開いた。

その後、電話番号の開示を求め、発信者情報開示命令申立て又は本案訴訟の提起をすることが、より確実性が高いと思われる。また、提供命令の申立てを行うと、開示命令の発令は、APが判明した後となり、電話番号の開示を求めようとする場合には、かえって時間が掛かってしまいます。

そのため、発信者を特定するためには、従来と同様にIPアドレスとタイムスタンプの開示を求める仮処分(併せて電話番号消去禁止の仮処分)を行います。

編集後記 編集時点では酷暑が続いています。なでしこジャパンは残念でしたが、本号発行時にはラグビーのワールドカップも始まっていますね。スポーツ・読書・芸術そして食欲の秋(笑)に思いを馳せつつ、今

デスク 吉田 正穂
記者 大崎 徹
本多 麻紀
笠間 哲史
新倉 武
杉本 桃子
濱崎 亮
井上 晴彦
仲戸川優樹

後の大雨・台風被害が甚大にならないことを願っています。